

# 大都市における行政課題への対応に関するWG 第3回

## 事務局提出資料

令和7年2月  
総務省自治行政局

# ヒアリング項目について

## 1. 都区制度について

- ・ 東京都と特別区間の協議・調整に関する取組(都区協議会やその他の協議の枠組み等)と課題
- ・ 東京都と特別区間の事務処理上の役割分担に関する取組と課題
- ・ 周辺市区町村との連携の状況、当該連携において特別区・東京都が果たしている役割と課題

## 2. 大阪府・大阪市の取組について

- ・ 大阪府と大阪市の連携による取組と課題

## 3. 都府県の区域を超える広域的な課題への対応について

- ・ 大都市圏域が現在直面している広域的な課題とその対応を一層進めていくために必要な方策
- ・ 他の府県等と連携を行うにあたっての支障や課題

## 1. 制度の趣旨

- 都区制度は、東京都の特別区の存する区域において、**人口の高度に集中する大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保**の観点から、当該区域を通じて、**都が一体的に処理することが必要であると認められる事務を除いた上で、一般的に市が処理するものとされている事務を特別区が処理することとするものである。**

## 2. 事務配分の特例

- 都は、都道府県が処理する事務のほか、特別区に関する連絡調整に関する事務、**市町村の事務のうち都が一体的に処理することが必要であると認められる事務を処理**する。

(都が処理する主な事務)

- ・上水道の整備、管理運営
- ・公共下水道の整備・管理運営
- ・都市計画の決定(用途地域、上下水道、電気ガス供給施設、市場、と畜場等に関するもの)
- ・消防に関する事務

※ H28児童福祉法改正で政令で定める特別区に児童相談所設置が移譲

## 3. 都区財政調整

- 都は、**都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化**を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、**固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税の収入額と法人事業税交付金相当額の一定割合を、特別区財政調整交付金として特別区に対して交付**する。

## 4. 地方税の特例

- 都は、特別区の存する区域において、**固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税**を課するものとし、法定外普通税、**事業所税、都市計画税**、法定外目的税を課することができる。(地方税法第734条、第735条)

# 大都市地域における各種制度の比較

	旧特別市 (昭和31年改正前の地方自治法)	指定都市 (地方自治法)	特別区 (地方自治法)	特別区 (大都市地域特別区設置法)
対象区域	法律で指定する人口50万以上の市 (旧法265②) ※指定が行われないまま制度廃止	政令で指定する人口50万以上の市 (法252の19①)	都の区(法281①)	①人口200万以上の指定都市 ②指定都市及び隣接する市町村で 総人口が200万以上(法2①)
設置手続	法律で指定	政令で指定	—	・特別区設置協議会の設置(法4) ・特別区設置協定書案の作成、総務大臣への協議・報告(法5) ・特別区設置協定書の関係市町村・道府県の議会の承認(法6) ・特別区の設置の申請(法8) ・総務大臣による特別区の設置の処分・告示(法9)
住民投票	関係都道府県の選挙人の投票	なし	なし	関係市町村の選挙人の投票
事務配分	・市が処理する事務に加えて、都道府県が処理する事務も処理。	・厚生、衛生、都市建設など都市行政の各部門において道府県が処理する事務は原則として大都市の事務とする。 ・一方、広域的・統一的処理を必要とする事務については道府県に留保。	・特別区は、基礎的な地方公共団体として、一般的に、市町村が処理する事務を処理する。 ・一方、人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保の観点から、特別区の区域を通じて一体的に処理することが必要である事務については、都が処理する。	・特別区設置協定書で定める。
財源調整	—	・大都市に生じる特別の行政需要が考慮され、地方揮発油譲与税の剰余額や個人住民税所得割の税率等の特例を設けている。 ・一方、大都市で生ずる地方税収は道府県の税収にもなり、主に大都市以外の地域に対する歳出の財源として再配分される。	・都及び特別区並びに特別区相互間の財源の均衡化を諮り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、「都区財政調整制度」が設けられている。 ・他地域では市町村税である固定資産税等を都が課税・徴収し、その収入の一定割合を各特別区に交付する。	・特別区設置協定書で定める。

# 大都市地域における各種制度の比較(区について)

	旧特別市の区	指定都市		特別区
		区	総合区	
1 位置付け	旧特別市の内部組織 ※条例で設置(提案権は市長)	指定都市の内部組織 ※条例で設置(提案権は市長)	指定都市の内部組織 ※条例で設置(提案権は市長)	特別地方公共団体
2 法人格	なし	なし	なし	あり
3 長	区長	区長	総合区長	特別区の区長
主な事務	・市長の権限に属する事務のうち、 条例で定めるものを分掌し、補助 執行	・市長の権限に属する事務のうち、 条例で定めるものを分掌し、補助 執行	・総合区の政策・企画の立案 ・総合区のまちづくり等の事務 ・市長の権限に属する事務のうち、 条例で定めるものを執行	・特別区の政策・企画の立案 ・市が処理することとされている 事務を処理(上下水道等、 一部の事務は都が処理)  ※大都市法に基づき設置された 特別区については、特別区設置 協定書で定める。
権限	—	—	・職員任免権 ・予算意見具申権	・職員任命権 ・予算編成権 ・条例提案権 等
身分	特別職	一般職	特別職	特別職
選任	公選	市長が職員から任命	市長が議会の同意を得て選任	公選
任期	4年	—	4年	4年
市長との関係	市長の指揮監督を受ける	市長の指揮監督を受ける	市長の指揮監督を受ける	—
リコール	あり	なし	あり	あり
4 議会	なし	なし (市議会の判断で区常任委員会を 設置する等の工夫が可能)	なし (市議会の判断で区常任委員会を 設置する等の工夫が可能)	あり